

【改訂】

学校衛生管理マニュアルを改訂し、学校関係者の感染状況のデータやその分析結果を更新したほか、抗原簡易キットやマスク、新型コロナワクチン等に係る知見等を追記しました。ついては、本マニュアルを地方公共団体の衛生主管部局にも共有していただくようお願いします。



事 務 連 絡
令和3年11月22日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～『学校の新しい生活様式』～」の改訂について

この度、令和2年5月22日に発出した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」を改訂しましたので、お知らせします。

主な改訂箇所は、別紙のとおりとなります。

本マニュアルは、令和3年11月時点での最新の知見に基づき改訂したものであり、新たな情報や知見が得られた場合には、見直しを行うことを予定しています。

あわせて、本マニュアルについては、地方公共団体の衛生主管部局にも共有していただくようお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して本件を周知されるようお願いいたします。

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

○下記以外の保健指導・衛生管理に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918・2976)

○身体的距離の確保にかかる人的体制の確保に関すること

- ・公立学校について 初等中等教育局 財務課(内3704)
- ・私立学校について 高等教育局私学部 私学行政課(内2533)
- ・国立学校について 総合教育政策局 教育人材政策課(内3498)

○障害のある児童生徒等に関すること

初等中等教育局 特別支援教育課(内3193)

○教職員の勤務に関すること

- ・公立学校について 初等中等教育局 初等中等教育企画課(内2588)
- ・私立学校について 高等教育局 私学部 私学行政課(内2533)
- ・国立学校について 総合教育政策局 教育人材政策課(内3498)

○各教科の指導に関すること

- ・下記以外 初等中等教育局 教育課程課(内2565)
- ・体育・保健体育 スポーツ庁 政策課(内2674)
- ・音楽・図画工作等 文化庁 参事官(芸術文化担当)(内3163)

○部活動に関すること

スポーツ庁 政策課(内3777)
文化庁 参事官(芸術文化担当)(内2832)

○修学旅行等に関すること

- ・修学旅行について 初等中等教育局 児童生徒課(内2389)
- ・遠足・集団宿泊的行事、旅行・集団宿泊的行事について
初等中等教育局 教育課程課(内2903)

○学校給食に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2694)

○学校図書館に関すること

総合教育政策局 地域学習推進課(内3717)

○幼稚園における指導に関すること

初等中等教育局 幼児教育課(内2376)

学校衛生管理マニュアル（Ver.7）の主な改訂箇所について

1. 感染状況のデータ及び分析の更新【P. 4～9】

児童生徒や教職員等の感染状況について、文部科学省や厚生労働省から公表している最新のデータ、分析を更新。

- ・令和3年7月からの感染拡大期においては児童生徒等の感染者数も増加
- ・高等学校は「学校内感染」が他の学校種と比較して高い割合
- ・小中学校においても5人以上の感染事例が増加
- ・10人以上の感染事例を分析すると、高校の部活動、寮のほか、放課後児童クラブ・デイサービス等関係の事例が多い

2. 子供への感染に係る知見の更新【P. 10～11】

子供の重症化割合、デルタ株の子供への影響等について最新の知見を更新。

- ・小児例は無症状者／軽症者が多い
- ・重症化、死亡の割合は若者は低い傾向
- ・デルタ株が子供に感染した場合も従来株より重症化する可能性を示す証拠はない

3. 地域ごとの行動基準の設定の考え方の更新【P. 15～17】

「新たなレベル分類の考え方」（新型コロナウイルス感染症対策分科会提言）を踏まえ、マニュアルにおける行動基準の設定の考え方を更新。

マニュアル	分科会提言
レベル3	レベル4（避けたいレベル）
	レベル3（対策を強化すべきレベル）
レベル2	レベル2（警戒を強化すべきレベル）
レベル1	レベル1（維持すべきレベル）
	レベル0（感染者ゼロレベル）

4. 抗原簡易キットの活用について追記【P. 23】

教職員や児童生徒等の有症状者が直ちには医療機関を受診できない場合における抗原簡易キットの活用について追記。

※既に文部科学省より示している手引きの内容の反映

5. 透明マスク、マスクの素材の活用について追記【P. 41～42】

透明マスクの活用、不織布マスクが最も高い効果を持つことなどを追記。

6. 新型コロナワクチンと学校教育活動について追記【P. 44～45】

以下のことを追記。

- ・希望する教職員が接種を受けられることは重要
- ・ワクチン接種の有無によって学校教育活動に差を設けることは想定されていない
- ・接種を受ける、受けないによって差別やいじめなどが起きることのないように指導、保護者に対しても理解を求める
- ・何らかの理由で生徒等の予防接種歴を把握する場合には個人情報としての取扱いに留意

7. 保健所の業務がひっ迫している場合の対応について追記【P. 66～69】

保健所の業務がひっ迫している場合の濃厚接触者等の候補者のリストの作成、臨時休業の要否の検討等について追記。

※「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」（令和3年8月27日）の内容の反映